

令和 3 年度第 15 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 1 月 8 日

担当部・課：健康部包括ケア推進室〔内線 2572〕

① 件 名			
石巻市健康づくりパーク（雄勝、北上、牡鹿地区）の供用開始について			
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）			
<p>【背景】 東日本大震災の津波被害により災害危険区域の指定を受けた被災低平地の土地利用に関して、雄勝、北上、牡鹿地区において、地域住民の健康増進とコミュニティの醸成を目的とした土地利用を目指すこととなったことから、パークゴルフができる健康づくりパークの整備を進めている。</p> <p>【目的】 雄勝、北上、牡鹿地区の健康づくりパークが完成することから、令和 4 年 4 月 1 日から供用を開始するもの。</p>			
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性			
【根拠法令】			
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】			
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）			
平成 28 年 12 月		災害危険区域内等の土地利用（パークゴルフ場整備構想）に関する庁内調整会議	
平成 29 年 9 月		河北、雄勝地域まちづくり委員会において事業計画了承	
	10 月	北上、牡鹿地域まちづくり委員会において事業計画了承	
	11 月	パークゴルフ普及推進・公園愛護会制度による維持管理に関する体験会	
令和 2 年 8 月		令和 2 年度第 9 回庁議にて「(仮称) 石巻市健康づくりパーク（パークゴルフ場）の設置について」審議	
	9 月	令和 2 年市議会第 3 回定例会にて石巻市渡波地区健康づくりパーク条例について議決	
		牡鹿地区整備工事開始（工期：令和 4 年 1 月 31 日まで）	
	10 月	北上地区整備工事開始（工期：令和 3 年 1 月 30 日まで）	
令和 3 年 2 月		雄勝地区整備工事開始（工期：令和 3 年 1 月 30 日まで）	
⑤ 主な内容			
石巻市健康づくりパークのうち雄勝、北上、牡鹿地区において供用を開始する。			
1 施設概要			
名 称	所 在 地	施設概要	備考
石巻市雄勝地区健康づくりパーク	石巻市雄勝町雄勝字味噌作 6 2 番 2	16,000 m ² 18 ホール	被災低平地 災害危険区域
石巻市北上地区健康づくりパーク	石巻市北上町十三浜字菖蒲田 3 1 番 1	22,000 m ² 18 ホール	
石巻市牡鹿地区健康づくりパーク	石巻市鮎川浜湊川 1 5 番 1 8	20,000 m ² 18 ホール	

2 運営方法	(1) 管理運営 公園愛護会方式による地元利用者団体等への一部業務委託（トイレ清掃、芝刈等の施設維持） (2) 利用期間 通年 (3) 利用時間 日の出から日没まで (4) 使用料 無料
3 条例の整備	3地区の供用開始に伴い制定する条例に石巻市渡波地区健康づくりパーク条例（令和2年条例第60号）を取り込むことから、同条例を廃止する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】	被災低平地の未利用地の活用と併せて、高齢者等の健康増進や世代間交流による一体感のある地域コミュニティ形成が図られ、地域力の強化につながる。
【市財政への負担】	概算維持管理費 3,000千円/年（一般財源）
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内で震災による被災低平地を活用して、類似の健康づくりパークを設置しているところはない。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和3年12月	市議会第4回定例会に（仮称）石巻市健康づくりパーク条例の制定について提案（施行予定年月日：令和4年4月1日。渡波地区においては、公布の日から1年9月を超えない範囲において規則で定める。）
令和4年 4月	雄勝、北上、牡鹿地区供用開始
⑨ その他	